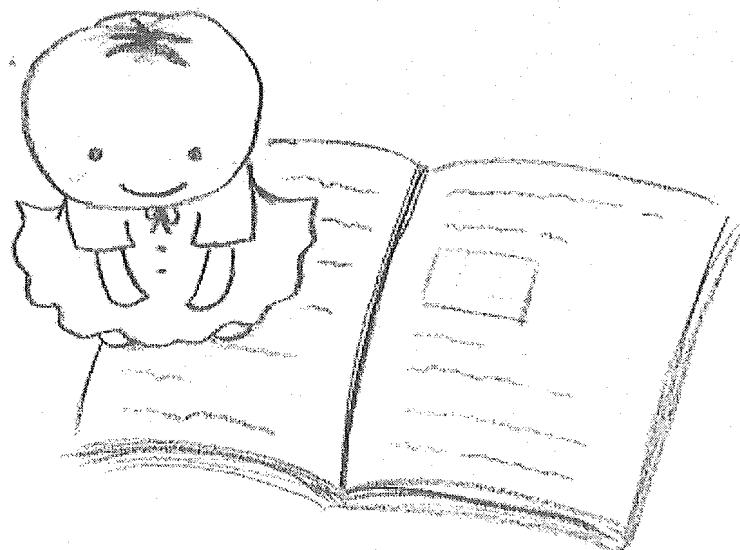
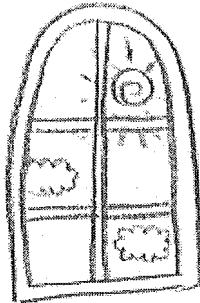


2005.04.12A

平成17年度厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

地域における子どもと家庭に関する
相談支援体制のあり方に関する研究

平成17度 総括・研究報告書



主任研究者：山縣文治（大阪市立大学）

平成18年3月

目 次

第1章 研究の概要	1
1. 研究の目的と期待される効果	3
1) 研究の目的	3
2) 期待される効果	3
2. 研究の方法	4
3. 研究の期間	6
4. 研究の体制	6
1) 主任研究者	6
2) 分担研究者	6
3) 研究協力者	6
第2章 市町村における子ども家庭福祉相談のあり方に関する調査	7
1. 調査の概要	9
1) 目的	9
2) 対象	9
3) 方法	9
4) 回収率	9
2. 調査の結果	10
1) 児童福祉法改正後の自治体内の子ども家庭福祉相談体制の変化	10
2) 自治体と関連機関・施設との連携の状況	11
3) 市町村への委譲について	12
4) 自治体における子ども家庭福祉相談の状況	12
5) 要保護児童対策地域協議会および児童虐待ネットワーク会議について	15
6) 今後の子ども家庭福祉相談体制について	17
3. まとめ	22
4. 自由記述一覧	23
1) 児童福祉法改正後の、自治体の子ども家庭福祉相談体制に関する良い変化	23
2) 児童福祉法改正後の自治体の子ども家庭福祉相談体制に関する悪い変化	28
3) 昨年度の調査結果（自治体内の機関・施設との連携について） を見て感じること	29
4) 児童福祉法改正後の自治体内の機関・施設との連携について困っていること	38
5) 昨年度の調査結果（市町村委譲の適切性）を見て、感じること	44

6) 昨年度の調査結果（市町村委譲の可能性）を見て、感じること	55
7) 昨年度の調査結果（市町村委譲の適切性）の「条件によってはできる」 の「条件」とは何か	62
8) 昨年度の調査結果（市町村委譲の適切性）の「できない」の理由	67
9) 子ども家庭福祉相談に関して、自治体で今もっとも困っていること	71
10) 要保護児童対策地域協議会を設置する際に問題となった点	80
11) 児童虐待防止ネットワーク会議のままで対応し、 要保護児童対策地域協議会に移行していない理由	81
12) 「要保護児童対策地域協議会」「児童虐待防止ネットワーク会議」を 「あまり機能していない」「ほとんど機能していない」と評価している理由	83
13) 「要保護児童対策地域協議会の設置を検討中である」との回答で 検討の際に課題となっていること	84
14) 「要保護児童対策地域協議会の設置を特に考えていない」との回答の理由	87
15) 今後の子ども家庭福祉相談体制の4モデルのうち、 そのモデルを選択した理由	88
16) 今後の子ども家庭福祉相談体制の4モデルのうち、 選択したモデルを実施していく際に配慮すべきこと	99
17) 今後の子ども家庭福祉相談体制について配慮すべきこと	105
18) 要保護児童対策地域協議会に関して、先駆的な事例	113

第3章 子ども家庭福祉相談のあり方に関するヒアリング調査	115
I. ヒアリング調査の概要	117
1. ヒアリングの目的	117
2. ヒアリングの期間	117
3. ヒアリングの項目	117
4. ヒアリングの対象	118
5. ヒアリングの方法	119
6. 報告書作成上の注意	119
II. ヒアリングの内容	120
1. 4月以降時児童相談所の動きは変化したか	120
2. 4月以降市町村の子ども家庭相談体制は変化したか	142
3. 4月以降市町村と児童相談所の関係は変化したか	165
4. 子ども家庭相談体制に関して優れた実績を残している 残しそうな可能性のある市町村	187

5. 要保護児童対策地域協議会または児童虐待防止ネットワーク事業で 優れた実績を残して いる・残しそうな可能性のある市町村 ······	198
6. 昨年度の報告書を見ていただいた感想・コメント ······	211
III. 結果の特徴 ······	234

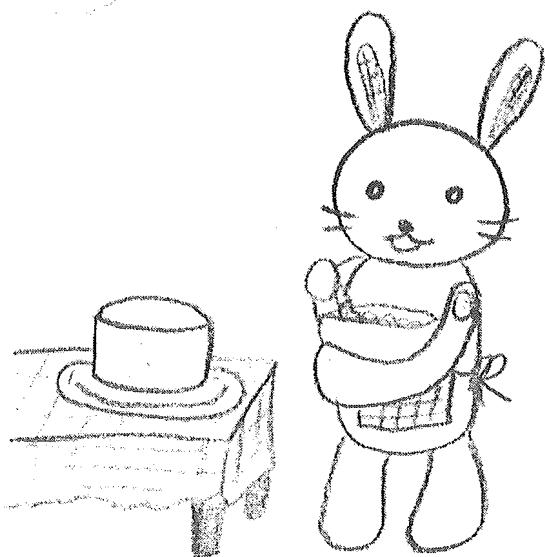
第4章 まとめ・提言 ······	237
-------------------	-----

1. 市町村相談体制のモデル化 ······	239
1) 市町村における相談体制の 2つの利点 ······	239
2) 3つの視座からの検討 ······	239
3) まとめ ······	244

資料編 ······	245
------------	-----

1. 市町村子ども家庭福祉相談体制作りにおける先進的な市町村の取り組み ······	247
I. 大阪府吹田市のヒアリング内容 ······	247
II. 大阪府熊取町のヒアリング内容 ······	254
III. 長野県茅野市のヒアリング内容 ······	259
2. 市町村における子ども家庭福祉相談のあり方に関する調査（調査票） ······	263

第1章 研究の概要



第1章 研究の概要

1. 研究の目的と期待される効果

1) 研究の目的

今日の親子の問題は、問題の社会的な広がりを示す一般化、消費社会と個性尊重社会の影響の大きい多様化、子どもの今あるいは将来の心身にまで深く影響を与える個々の問題の深刻化など、さまざまな言葉で表現される。これらは、現行の児童福祉制度が予想する質と量を遙かに超える勢いで増加しており、その結果、現行制度が十分に機能できにくい状況が続いている。

このような状況に対して、2003年には、児童福祉法の改正による子育て支援の法定化、次世代育成支援対策推進法による地方自治体や一般事業所における行動計画の策定などが義務づけられ、一般化や多様化に対する対応については、全国規模での推進体制が図られている。一方、深刻化に対する部分については、社会的養護のあり方や子どもの虐待に代表される児童養護問題への対応のあり方の再検討が進められており、それを踏まえた児童福祉法の改正や児童虐待の防止等に関する法律の見直しの準備が進められている。

両者の推進体制のなかでも一部ふれられているように、わが国においては、保育を中心とする児童福祉サービスと、児童養護を中心とする児童福祉サービスが連続したものであるという認識にかかわらず、法に規定される実施体制の問題があつて、必ずしも十分に連携をもって推進してきたとはいがたい。このたびの改正は、それを強く意識したものであり、とりわけ両者をつなぐものとしての相談のあり方への見直しを強く求めている。

わが国の児童相談は、児童相談所、福祉事務所・家庭児童相談室、児童家庭支援センター、市町村、保育所・地域子育て支援センターなど、多岐にわたって整備されているが、これらの間のシステム化が必ずしも十分でない。

児童相談所は都道府県・指定都市を中心とした整備体制となっているため、機動性のある相談援助に限界がある。地域には、児童相談の機関として、家庭児童相談室や、児童家庭支援センターなどもあり、これらとの積極的業務分担による相談のシステム化と効率化が求められる。

本研究は、このような相談体制の有効なシステム化を検討するものであり、今日の児童福祉改革の目標達成をより強化する意味で、非常に重要な意味をもつと考える。

2) 期待される効果

本研究は、現在推進および提案されている地域における子どもおよび家庭相談の有効性を高めるための研究であり、これから地域における児童相談体制のあり方を考えるうえで、重要な示唆を与えることができるものと考えられる。前述したような関係機関の相談体制に関するシステムができあがると、早期発見、早期対応、ケアの総合的マネジメントによる問題の深刻化の予防だけでなく、見守りやフォローアップなど再発の予防体制も並行的に実現できること

になる。さらに、その体制が結果として第1次予防である発生の予防にも効果を發揮するものと考えられる。

子どもは育てられるという受け身の存在であると同時に、自ら主体的に育つ力をもつ能動的存在でもある。これは、児童の権利に関する条約の規定するところである。その第1歩として、子どもの問題を、直接間接に、より早く発見できる仕組みは、国民レベルにおいても、非常に重要な意味を持つ。

従来より、我々の研究チームは、質問紙等による量的な把握と、先進事例やその分野のエキスパートのヒアリングによる分析という2つのデータをもとに、一定の政策提言を行ってきた。今回もこのような手法を取り入れることにより、量的な調査だけでは把握しきれない細部のニュアンスを浮き彫りにし、より実際的な検討を行う。

2. 研究の方法

本研究の目的を達成するため、以下の4つの調査を実施した。各調査の概要は以下の通りである。また、相談モデルの検討のため、研究チームを編成した。

なお、次年度の予定を含めた研究の全体像は、図1-1に示す通りである。

1) 市町村調査

①調査対象および調査方法

- ・調査対象

726市町村

(政令指定都市を除く全国の市町村(2,178か所)から3分の1を無作為抽出)

- ・調査方法：郵送調査

・調査期間：2005年11月1日～2005年12月21日

②調査内容

相談体制の現状、連携の現状、児童福祉法改正・改革の見方、児童福祉法改正後の自治体内の子ども家庭福祉相談体制の変化

2) エキスパート調査

①調査対象および調査方法

- ・調査対象：児童相談に関する研究や実践におけるエキスパートと考えられる人のリストを作成し、30人程度を抽出。

- ・調査方法：ヒアリング

②調査内容

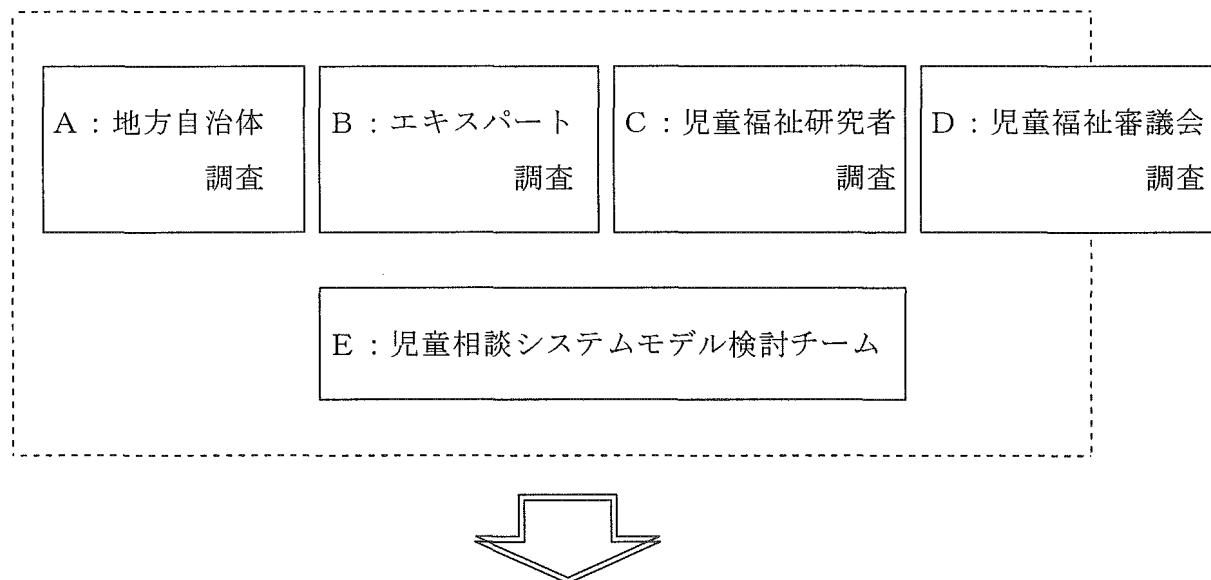
現行体制がどのように認識されているのか。新たな体制になるという前提で、どこに問題があると感じられるのか。問題を克服するにはどのような改善が必要なのか。

3) 児童相談システムモデル検討チーム

- ・市町村における児童相談体制のモデルをいくつか提示
- ・市町村と児童相談所との関係のモデルをいくつか提示

図1-1 研究の全体像

(平成16年度研究)



(平成17年度研究)

F : 児童相談システムモデル研究会

Fの総括とともに、その評価を受けるため、前年度調査対象者に対して、調査を行う

A : 市町村調査

B : エキスパート調査

F : 児童相談システムモデル研究会

3. 研究の期間

本研究は、2004年度から2005年度の2年計画で推進しているものである。本報告書は、このうち初年度の成果の一部をまとめたものである。

4. 研究の体制

1) 主任研究者

山縣文治（大阪市立大学）

2) 分担研究者

岩間伸之（大阪市立大学）

岡田忠克（関西大学）

3) 研究協力者

有村大士（日本社会事業大学大学院）

石田賀奈子（関西学院大学大学院）

石田慎二（名古屋学芸大学）

板野美紀（関西学院大学大学院）

一村小百合（関西福祉科学大学）

伊藤幸子（奈良佐保短期大学）

遠藤和佳子（関西福祉科学大学）

小野摩耶（関西学院大学大学院）

久保樹里（大阪市中央児童相談所）

小池由佳（県立新潟女子短期大学）

西郷泰之（大正大学）

砂脇 恵（種智院大学）

瀧本美子（熊取町子ども家庭課）

谷口純世（愛知淑徳大学）

崔 珍姫（大阪市立大学大学院）

近棟健二（大阪市立大学大学院）

辻 宣江（大阪市立大学大学院）

土田恭仁子（宇治市社会福祉協議会）

寺本尚美（梅花女子大学）

徳岡博巳（大谷大学）

長江史憲（大阪市立大学大学院）

中原康博（大阪市立大学大学院）

農野寛治（大阪大谷大学）

原佳央理（関西学院大学大学院）

橋永典子（大阪市立大学大学院）

橋本好市（大阪成蹊短期大学）

畠山由佳子（関西学院大学大学院）

林 浩康（東洋大学）

福田公教（種智院大学）

松本しのぶ（奈良佐保短期大学）

山野則子（梅花女子大学）

第2章 市町村における子ども家庭 相談のあり方に関する調査



第2章 市町村における子ども家庭福祉相談体制のあり方に関する調査

1. 調査の概要

1) 目的

2005年4月に子どもと家庭に関する相談支援体制は大きな変化を遂げたが、その実施方法については今後の課題が多く残されている。このため本調査は、今後の子どもと家庭に関する相談支援体制の発展において大きな役割を担う市町村を対象とし、児童福祉法改正後の市町村の相談支援状況と、今後の相談支援体制確立に関する意識を明確にすることが目的である。さらに、今後の相談支援を円滑に進めるため、もっとも有効に展開することのできる相談支援体制のシステムの検討も目的としている。

なお、本調査は、昨年度の調査結果（平成16年度厚生労働科学研究＜子ども家庭総合研究事業＞「地域における子どもと家庭に関する相談支援体制のあり方に関する研究」）をふまえ、平成17年度厚生労働科学研究＜子ども家庭総合研究事業＞「地域における子どもと家庭に関する相談支援体制のあり方に関する研究」の一環として実施した。

2) 対象

726市町村

(政令指定都市を除く全国の市町村(2,178か所)から3分の1を無作為抽出)

3) 方法

調査票を郵送で送付し、同じく郵送により回収した

調査期間は、2005年11月1日～2005年12月21日である

4) 回収率

有効標本数 237 回収率 32.6%

2. 調査の結果

1) 児童福祉法改正後の自治体内の子ども家庭福祉相談体制の変化

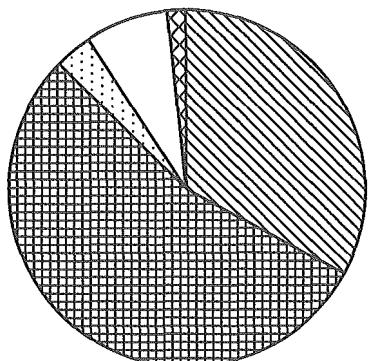
児童福祉法改正後の自治体内の子ども家庭福祉相談体制の変化については、「改正後も以前と変化はない」が54.4%ともっとも高く、次いで「改正によって、良い変化があった」32.9%、「その他」7.6%となっている。「改正によって、悪い変化があった」は3.4%であった。

自由記述によると、「良い変化」として、包括的な相談窓口や要保護児童対策地域協議会の設置（組織改変や体制整備含む）、相談援助のための人員の配置、関係諸機関との連携の深まり（共通認識の芽生え、事例検討会なども含む）、組織や職員の意識の変化があったことや、市における児童相談全体の把握と早期の直接的支援が可能になったこと、住民にとって身近になったこと、などがあげられている。また、「悪い変化」としては、専門職や人員配置のための財源が確保されていないことから住民サービスの向上にはつながっていないこと、相談件数が減少したこと、業務が増加し負担が増えたこと、市町村の規模により業務遂行の難しさがあること、児童相談所との役割分担が不明確なこと、などがあげられている。

表2-1 児童福祉法改正後の自治体内の子ども家庭福祉相談体制の変化

	度数	パーセント
良い変化があった	78	32.9
変化なし	129	54.4
悪い変化があった	8	3.4
その他	18	7.6
NA	4	1.7
合計	237	100.0

図2-1 児童福祉法改正後の自治体内の子ども家庭福祉相談体制の変化



- ▣ 良い変化があった
- ▨ 変化なし
- 悪い変化があった
- その他
- ☒ NA

2) 自治体と関連機関・施設との連携の状況

児童福祉法改正後の自治体と関連機関・施設との連携の状況については、連携の機会が「増えた」との回答がもっとも多かったのは、「児童相談所」58.6%である。次いで、「保健所・保健センター」46.8%、「認可保育所」38.0%（「うち、地域子育て支援センター」については26.6%）であった。反対に、「減った」との回答は、いずれの項目においてもわずかである。

「変化なし」との回答がもっとも多かったのは、「母子生活支援施設・助産施設」の80.6%である。次いで、「乳児院・児童養護施設」が78.1%、「その他の児童福祉施設」76.8%、「障害児関係の福祉施設」75.5%となっている。

また、児童福祉法改正後の連携の状況について困っていることについて自由記述で尋ねたところ、児童相談所との連携の難しさ（過去のケースの流れを知らないこと、後方支援の役割の曖昧さ、立地条件など）、人員不足、要保護児童対策地域協議会設置に関する難しさ、関係諸機関の役割や機能の相違からの連携の難しさ（特に教育関連分野）、中心的役割の機関の欠如、責任の所在の曖昧さ、守秘義務と情報提供の難しさ、夜間・休日対応の難しさ、研修や学習の機会の不足、などがあがっている。

表2-2 関連機関・施設との連携の状況

	増えた	減った	変化なし	NA	合計
児童相談所	139(58.6)	9(3.8)	86(36.3)	3(1.3)	237(100.0)
家庭児童相談室	54(22.8)	1(0.4)	136(57.4)	46(19.4)	237(100.0)
乳児院・児童養護施設	27(11.4)	2(0.8)	185(78.1)	23(9.7)	237(100.0)
母子生活支援施設・助産施設	23(9.7)	1(0.4)	191(80.6)	22(9.3)	237(100.0)
認可保育所	90(38.0)	0(0.0)	137(57.8)	10(4.2)	237(100.0)
→ うち、地域子育て支援センター	63(26.6)	0(0.0)	138(58.2)	36(15.2)	237(100.0)
児童館・児童遊園	33(13.9)	0(0.0)	175(73.8)	29(12.2)	237(100.0)
障害児関係の福祉施設	34(14.3)	0(0.0)	179(75.5)	24(10.1)	237(100.0)
その他の児童福祉施設	22(9.3)	0(0.0)	182(76.8)	33(13.9)	237(100.0)
児童家庭支援センター	13(6.8)	0(0.0)	153(64.6)	68(28.7)	237(100.0)
つどいの広場事業	11(4.6)	0(0.0)	151(63.7)	75(31.6)	237(100.0)
保健所・保健センター	111(46.8)	2(0.8)	110(46.4)	14(5.9)	237(100.0)
子どもの福祉相談に応じる医療機関	35(14.8)	0(0.0)	168(70.9)	34(14.3)	237(100.0)
子どもの福祉相談に応じる民間機関	13(5.5)	0(0.0)	166(70.0)	58(24.5)	237(100.0)
子どもの福祉相談に応じるNPO	13(5.5)	0(0.0)	164(69.2)	60(25.3)	237(100.0)

3) 市町村への委譲について

昨年度の「市町村委譲の適切性」に関する調査結果について考えを尋ねたところ、専門知識や経験が必要な事柄（特に重度の各種相談や法的対応など）への対応とサポートを得ることの難しさ、専門職がないことによる難しさ（人事異動も含む）、重度ケースの児童相談所への移行の難しさ（逆に相談支援についてはすべて市町村が対応すべきであるとの意見もある）、などがあがっている。

また、昨年度の「市町村委譲の可能性」に関する調査結果については、重度の相談援助や法的対応、判定・心理療法などは児童相談所が引き続きおこなうことが適切である、市町村は住民に身近だからこそ法的対応は児童相談所がすべきである、などがあがっている。また、「適切性」に関する回答と同様に、人事異動による専門性確保の難しさや、市町村の規模によってもできる度合いが異なってくるという回答もあがっている。一方で、条件が整えば何でもできる、市町村は身近なのでフォローまで考えて関係を保ちたいとの回答もある。市町村委譲のために必要な条件としては、人材（専門職）・財源・専門性の確保、児童相談所との協働や児童相談所からの支援、などが多くあがっている。

4) 自治体における子ども家庭福祉相談の状況

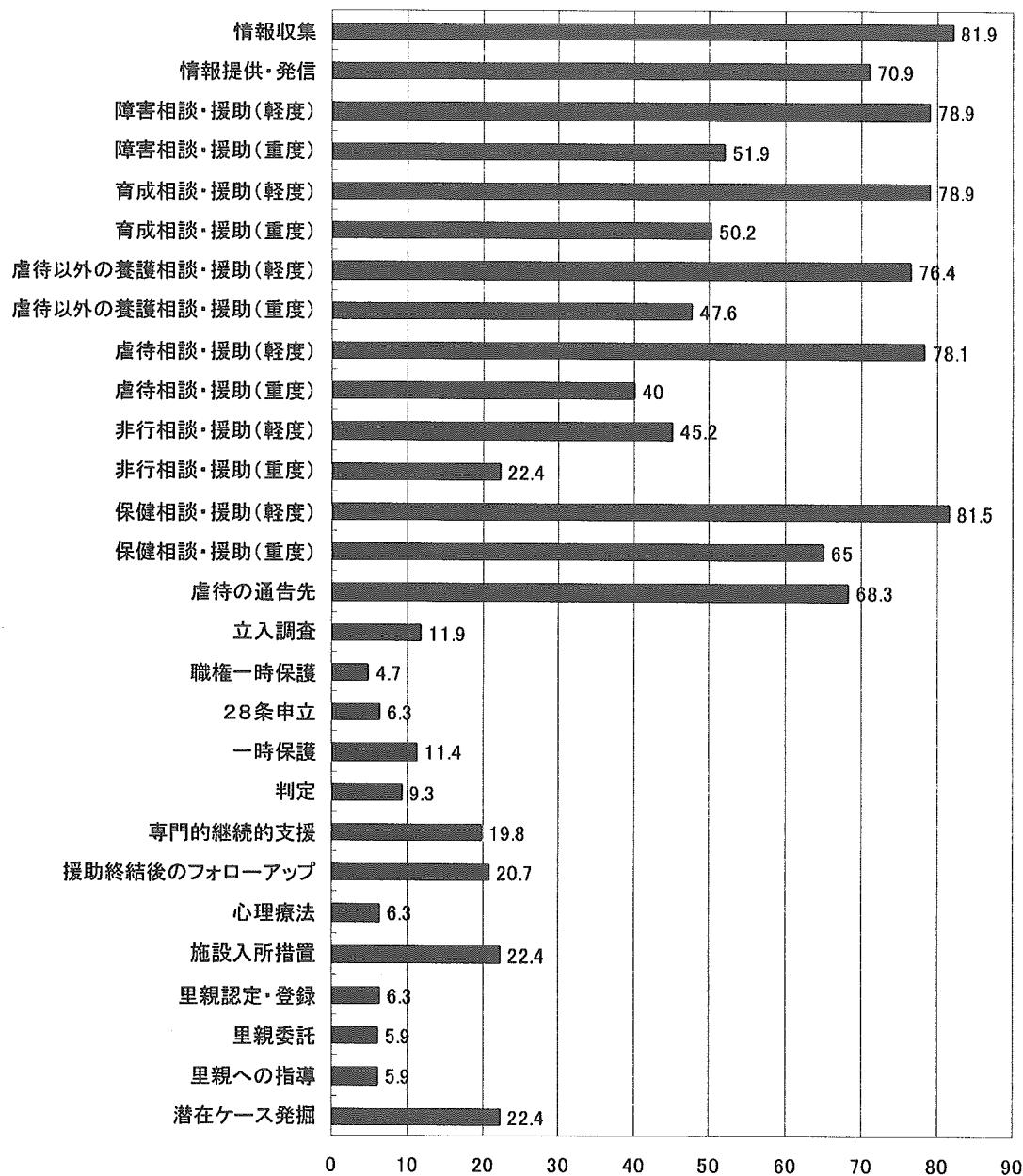
子ども家庭福祉相談の状況については、各相談・援助項目について、「できている」と「なんとかできている」を合わせた割合は、相談支援に関する「情報収集」が 81.9%ともっとも高く、次いで「保健相談・援助（軽度）」81.5%、「障害相談・援助（軽度）」と「育成相談・援助（軽度）」が 78.9%、「虐待相談・援助（軽度）」78.1%、「虐待以外の養護相談・援助（軽度）」76.4%となっている。一方、「あまりできていない」と「ほとんどできていない」を合わせた割合は、「潜在ケースの発掘」の 42.2%がもっとも高く、「非行相談・援助（重度）」37.6%、「援助終結後のフォローアップ」36.7%、「虐待相談・援助（重度）」と「専門的継続的支援」が 30.4%、「育成相談・援助（重度）」30.0%と続いている。

また、子ども家庭福祉相談について、自治体でもっとも困っていることについては、児童相談窓口が相談内容によって分かれていること、相談援助職員の勤務時間が短いこと、相談援助のための専門性が不足していること、人員が不足していること（児童福祉のみではなく幅広い分野の相談への対応をしていることや、人事異動も含む）、関係諸機関との意識の違いによる連携の難しさ、既存の相談窓口との調整の難しさ、精神障害をもつ保護者や発達障害の子どもをもつ保護者などへのかかわりの難しさ、個人情報保護法による情報収集の難しさ、などがあがっている。

表2-3 自治体における子ども家庭福祉相談の状況

	できて いる	なんとか てきて いる	あまり てきて いない	ほとんじ てきて いない	そのような 事例が ない	NA	合計
情報収集	71(30.0)	123(51.9)	22(9.3)	3(1.3)	9(3.8)	9(3.8)	237(100.0)
情報提供・発信	55(23.2)	113(47.7)	40(16.9)	7(3.0)	11(4.6)	11(4.6)	237(100.0)
障害相談・援助(軽度)	64(27.0)	123(51.9)	19(8.0)	3(1.3)	15(6.3)	13(5.5)	237(100.0)
障害相談・援助(重度)	32(13.5)	91(38.4)	49(20.7)	16(6.8)	33(13.9)	16(6.8)	237(100.0)
育成相談・援助(軽度)	52(21.9)	135(57.0)	18(7.6)	3(1.3)	14(5.9)	15(6.3)	237(100.0)
育成相談・援助(重度)	27(11.4)	92(38.8)	57(24.1)	14(5.9)	29(12.2)	18(7.6)	237(100.0)
虐待以外の養護相談・援助(軽度)	45(19.0)	136(57.4)	16(6.8)	5(2.1)	20(8.4)	15(6.3)	237(100.0)
虐待以外の養護相談・援助(重度)	25(10.5)	88(37.1)	54(22.8)	15(6.3)	40(16.9)	15(6.3)	237(100.0)
虐待相談・援助(軽度)	50(21.1)	135(57.0)	16(6.8)	3(1.3)	24(10.1)	9(3.8)	237(100.0)
虐待相談・援助(重度)	20(8.4)	75(31.6)	54(22.8)	18(7.6)	59(24.9)	11(4.6)	237(100.0)
非行相談・援助(軽度)	21(8.9)	86(36.3)	41(17.3)	19(8.0)	54(22.8)	16(6.8)	237(100.0)
非行相談・援助(重度)	8(3.4)	45(19.0)	53(22.4)	36(15.2)	78(32.9)	17(7.2)	237(100.0)
保健相談・援助(軽度)	98(41.4)	95(40.1)	8(3.4)	2(0.8)	19(8.0)	15(6.3)	237(100.0)
保健相談・援助(重度)	58(24.5)	96(40.5)	31(13.1)	6(2.5)	29(12.2)	17(7.2)	237(100.0)
虐待の通告先	65(27.4)	97(40.9)	21(8.9)	4(1.7)	35(14.8)	15(6.3)	237(100.0)
立入調査	7(3.0)	21(8.9)	21(8.9)	36(15.2)	125(52.7)	27(11.4)	237(100.0)
職権一時保護	4(1.7)	7(3.0)	7(3.0)	35(14.8)	154(65.0)	30(12.7)	237(100.0)
28条申立	4(1.7)	11(4.6)	6(2.5)	30(12.7)	152(64.1)	34(14.3)	237(100.0)
一時保護	6(2.5)	21(8.9)	12(5.1)	29(12.2)	137(57.8)	32(13.5)	237(100.0)
判定	6(2.5)	16(6.8)	16(6.8)	32(13.5)	133(56.1)	34(14.3)	237(100.0)
専門的継続的支援	11(4.6)	36(15.2)	35(14.8)	37(15.6)	86(36.3)	32(13.5)	237(100.0)
援助終結後のフォローアップ	12(5.1)	37(15.6)	59(24.9)	28(11.8)	72(30.4)	29(12.2)	237(100.0)
心理療法	1(0.4)	14(5.9)	18(7.6)	45(19.0)	129(54.4)	30(12.7)	237(100.0)
施設入所措置	13(5.5)	40(16.9)	14(5.9)	25(10.5)	113(47.7)	32(13.5)	237(100.0)
里親認定・登録	5(2.1)	10(4.2)	13(5.5)	33(13.9)	148(62.4)	28(11.8)	237(100.0)
里親委託	6(2.5)	8(3.4)	11(4.6)	30(12.7)	152(64.1)	30(21.7)	237(100.0)
里親への指導	3(1.3)	11(4.6)	11(4.6)	30(12.7)	155(65.4)	27(11.4)	237(100.0)
潜在ケース発掘	8(3.4)	45(19.0)	62(26.2)	38(16.0)	63(26.6)	21(8.9)	237(100.0)

図2-2 自治体における子ども家庭福祉相談 「できている」・「なんとかできている」の状況



5) 要保護児童対策地域協議会および児童虐待防止ネットワーク会議について

① 設置状況

要保護児童対策地域協議会および児童虐待防止ネットワーク会議の設置状況については、「要保護児童対策地域協議会の設置を検討中である」との回答が37.6%ともっとも多く、次いで「児童虐待防止ネットワーク会議のままで対応している」23.2%、「児童虐待防止ネットワーク会議を要保護児童対策地域協議会に組みかえた」16.0%となっている。

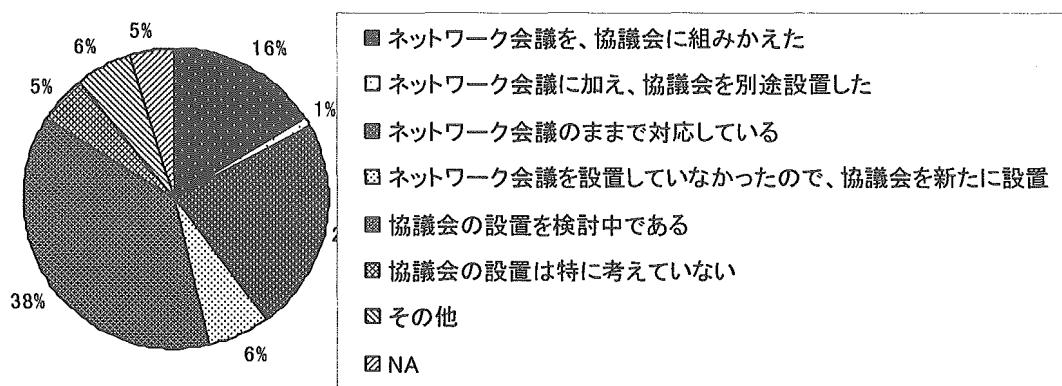
要保護児童対策地域協議会の設置の際に問題になったこととしては、既存のネットワークや機関・団体などとの調整、委員選出や要綱作成、会議の頻度や種別、他分野との連携などがあがっている。

また、児童虐待防止ネットワーク会議のままで対応し要保護児童対策地域協議会に移行していない理由としては、合併が間近であること、ネットワークが機能していること、ネットワーク自体が虐待のみへの対応をしていないこと、などがあがっている。

表2-4 要保護児童対策地域協議会および児童虐待防止ネットワーク会議の設置状況

	度数	パーセント
ネットワーク会議を、協議会に組みかえた	38	16.0
ネットワーク会議に加え、協議会を別途設置した	2	0.8
ネットワーク会議のままで対応している	55	23.2
ネットワーク会議を設置していなかったので、協議会を新たに設置	15	6.3
協議会の設置を検討中である	89	37.6
協議会の設置は特に考えていない	12	5.1
その他	15	6.3
NA	11	4.6
合計	237	100.0

図2-3 要保護児童対策地域協議会および児童虐待防止ネットワーク会議の設置状況



② 評価

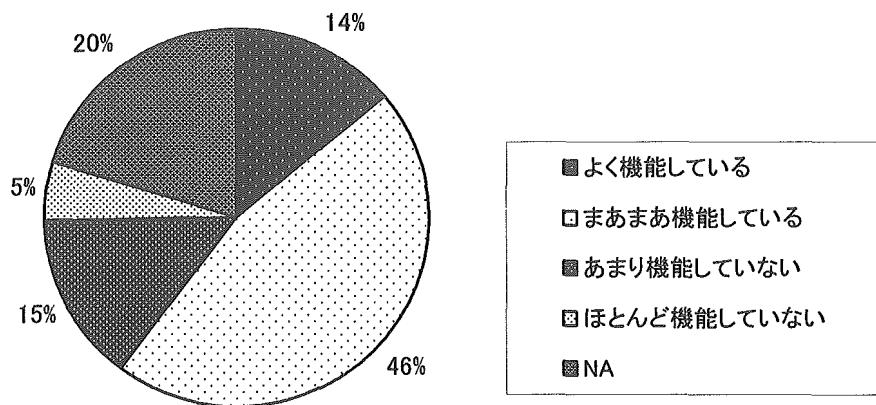
要保護児童対策地域協議会および児童虐待防止ネットワーク会議への評価についての回答は123であった。このうち、「まあまあ機能している」がもっとも多く46.3%である。「よく機能している」13.8%と合わせると、60.1%であった。反対に、「あまり機能していない」14.6%、「ほとんど機能していない」4.9%で、合わせて19.5%である。

「あまり機能していない」「ほとんど機能していない」の理由としては、設置したばかりであること、他の会議との同時開催によるケース検討の不足、個別ケース会議の開催不足（業務過多による）、児童相談所や保健所以外の機関との連携に至っていないこと、などがあがっている。

表2-5 要保護児童対策地域協議会および児童虐待防止ネットワーク会議への評価

	度数	パーセント
よく機能している	17	13.8
まあまあ機能している	57	46.3
あまり機能していない	18	14.6
ほとんど機能していない	6	4.9
NA	25	20.3
合計	123	100.0

図2-4 要保護児童対策地域協議会および児童虐待防止ネットワーク会議への評価



6) 今後の子ども家庭福祉相談体制について

① 提案モデルについての意見

今後の子ども家庭福祉相談体制として、本研究チームが検討した4つのモデルについては、「モデルⅠがもっとも良い」が57.4%ともっとも多かった。次いで「わからない」が13.1%、「モデルⅡがもっとも良い」11.0%、「モデルIVがもっとも良い」10.5%である。

「モデルⅠがもっとも良い」との回答では、現状で十分市としての責任が果たせていること、経費削減の現在もっとも現実的な策であること（人員、予算の問題）、相談窓口が多様であることが望ましいこと、地域による対応結果の違いがないことが望ましいこと、ノウハウを集約しておくのが望ましいこと、専門的な相談には児童相談所の役割は重要であること、在宅見守りケースなど市町村に適切な役割があること、小規模自治体では無理であること、などがあがっている。

また「モデルⅡがもっとも良い」では、市町村の役割を強化し要保護児童対策地域協議会を活用することで児童相談所と連携し子どもの育ちを継続的に支援できること、地域の子どもの問題は地域で解決できることが理想であること、相談は住民に身近な市町村窓口がもっとも適切であること、地域の特性を理解した援助ができること、などがあがっている。

さらに、「モデルIVがもっとも良い」では、実現可能性があること、各ケースを市町村と児童相談所が協働しケースによってマネジメント者を振り分けることが実態に合

っていること、相談の流れや対応の方法などが他のモデルより役割分担が明確であること、協働しながらというところにポイントを置いていること、さまざまな分野と連携していること、などの回答があがっている。

どのモデルにおいても、今後配慮すべきこととしては、役割分担の明確化、専門職の配置（児童相談所職員の派遣、市町村職員の学習の機会も含む）、連携の強化、財源確保、などが多くあがっている。

表2-6 提案モデルについての意見

	度数	パーセント
モデルⅠがもっとも良い	136	57.4
モデルⅡがもっとも良い	26	11.0
モデルⅢがもっとも良い	9	3.8
モデルⅣがもっとも良い	25	10.5
わからない	31	13.1
その他	2	0.8
NA	8	3.4
合計	237	100.0

図2-5 提案モデルについての意見

